

令和2年1月30日

各位

菱和設備株式会社
取締役社長 山名昭義

建設業法に基づく営業停止期間の終了について

謹啓 皆様におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、元社員が静岡県磐田市発注の子ども図書館設備改修工事の入札において、公契約関係競売入札妨害で有罪判決が確定し、令和元年10月2日から令和2年1月29日まで、国土交通省中部地方整備局より、東海4県の区域内における公共工事に係る物件に関し、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けておりましたが、その期間が終了したことをお知らせ申し上げます。

営業停止期間中、お客様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、本件を厳粛に受け止め、今後二度と同様の事態を招くことがないように、引き続きコンプライアンス研修を定期的かつ継続的に実施し、社員一人一人に各種法令・社会規範遵守の意識付けを行い、社会の信頼回復に全力を挙げて努めて参る所存です。

謹白